改正品確法の的確な運用推進求める
関東地方整備局との意見交換会

受発注者相互の課題を巡り、関東地方整備局との意見交換会が7月15日、さいたま新都心合同庁舎2号館で開かれ、整備局から越智局長以下幹部19人が出席したほか、埼玉県から浅井県土整備部長が、また、当協会からは正副会長、支部長ら17人が出席した。

冒頭、挨拶に立った越智局長は、「平成25年から27年の当初予算は微増で推移しており、ようやく先が見通せる状況になった。企業の継続経営持続のため極めて重要なことで、来年度以降も予算確保に努力していきたい」と述べるとともに、「防災・減災の観点から緊急輸送道路の確保などを一体的に、柔軟・機動的に対応していきたい。また、改正品確法の運用指針が出来上がり確実に実行していくことが大事であるが、皆様方と意見交換を進めながら実践的なものに仕上げ、新しい3K(給料、休暇、希望)を実現したい」と強調、忌憚のない意見を求めた。

真下会長は「建設業を取り巻く環境改善が進められている中にあって、当協会会員においても受注量が若干増加、新入社員も増加傾向にあるなど明るい兆しも見え始めている一方、今夏賞与は若干増加見込みであるが、ベースアップには踏み切れないのが実情。さらに、従前から防災対応の一環として、迅速かつ万全な各種取り組みを進めているものの、規模縮小や廃業を理由とする退会会員の増加に伴い、防災体制維持への懸念が広がりつつあり、会員の増強を図っている。このような環境下、担い手3法に沿った指針の運用が開始され、歩切りの根絶やダンピング対策など発注者の取り組むべき施策が、全ての市町村で適切に実施されることに期待を寄せている。今後ともに地域の社会資本整備や安全・安心の確保、環境の保全と整備の担い手として、責任を果たしていくとともに、建設業を魅力と活力あるものに再生するために邁進していくので変わらぬご指導を」とあいさつした。

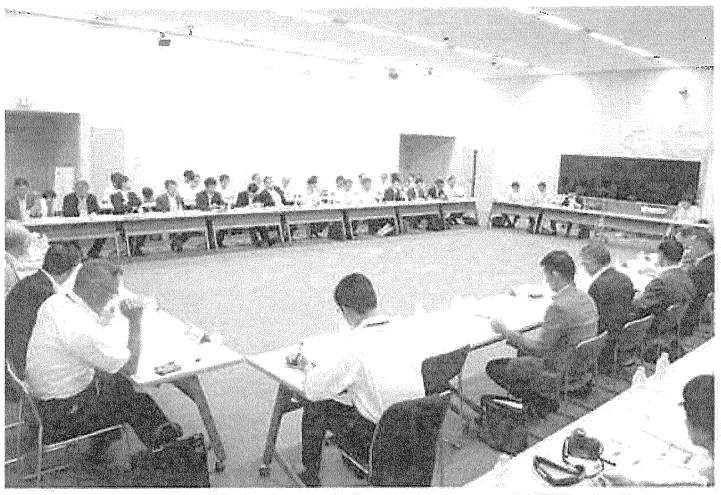

協議に先立ち、関東地方整備局から平成27年度入札・契約、総合評価の実施方針や、建設産業行政の動きについて情報提供が行われたのに続き、当協会からは担い手確保・育成のための活動状況が原専務より報告された。

受注環境改善に向け4項目要望

当協会からの提案議題は、①改正公共工事品確法の的確な運用と推進について②総合評価方式の改善について③適正な工期設定と施工条件の明示などについて④現場の実態に即した積算への取り組みについての4項目で、これらを巡り活発に意見が交わされた。

協会側から**改正公共工事品確法の的確な運用と推進について**、星野副会長が担い手確保・育成を可能とするための継続的な建設予算の確保に加え、「①地域防災担い手確保型など緊急対応を支えている企業の優遇②最低制限価格と低入札価格調査の引き上げ③適正な工期設定による確実な週休2日制の推進④各地方自治体における運用指針遵守状況のフォローアップ調査、確認・指導」などを要望。

回答

■継続的な建設予算確保

我が国喫緊の課題である「経済再生」に対して、社会資本整備は大いに貢献できるものであり、そのために公共事業予算の安定的・継続的確保は重要な課題であると考えている。厳しい財政状況の下、我が国経済の持続的な成長を実現し、経済再生と財政健全化を両立させていくため、社会資本のストック効果を最大限発揮できるよう既存施設の最大限の活用、ソフト施策の徹底、ストック効果を重視した真に必要な事業への重点化等に取り組む必要がある。こうした中で、平成27年度の関東地方整備局の直轄事業予算は5,180億円(対前年度比1・05)が確保され、「Ⅰ.東日本大震災からの復興加速」、「Ⅱ.国民の安全・安心の確保」、「Ⅲ.地域の活性化」、「Ⅳ.成長戦略の具体化」の4分野に重点的に予算を計上している。また、今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既存施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めていく。

■一般管理費の算入率の更なる引き上げと上限枠の撤廃【0.7～0.9】

低入札価格調査の基準は、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、あらかじめ財務大臣と協議を行った上で定める事とされている。なお、具体的な低入札価格調査の基準については、平成20年3月以降、平成25年5月にかけて、計4回の改訂を行い、平成25年5月の改訂では、一般管理費等の支出実績と工事の品質(工事成績)の関係から、従来の一般管理費算入率30%を55%まで引き上げた。この改訂により、平成26年度の低入札発注率＝0.9%、落札率＝92・6%と改善している。調査基準価格の変更については、十分な検討を要する事項と考えている。今後も、実態に即した予定価格の設定など、企業の適正な利潤確保に努めていく。

■適正工期設定、施工時期の平準化

適正工期の設定にあたっては、様々な現場条件を踏まえた適切な設計及び標準歩掛で算出した必要作業日数、雨天休日等を積み上げることにより適切に行うとともに、特記仕様書等における条件明示に努めていく。条件明示の徹底については、平成27年6月16日に改訂した「設計変更ガイドライン」の中で、「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成し、受発注者が双方に条件明示のチェックを行える様にした。また、工期の柔軟な設定として、余裕期間を設定した工事の発注方法を採用するなどの対応を行っている。工程管理等の円滑化については、受発注者間で工事施工上の課題やその責任分担を明確にすることにより、課題を速やかに解決し、現場での円滑な施工を図ることを目的として、受発注者間における工事工程の共有の試行を行っている。さらに、関東地方整備局では、建設産業活性化・担い手確保等の推進を図る取り組みとして、生産性の向上を目指して、昨年度から工事工程の共有化の試行工事(3件)を開始した他、今年度からは、国債、翌債や「余裕期間の設定の活用による施工時期等の平準化」に取り組んでいる。発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)では、施工現場における労働環境の改善として、労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとしており、若手や女性技術者が建設業に入職しやすい環境を整備することを目的に、関東地方整備局においても、週休2日制モデル工事等の試行実施に向けて手法を検討している。

■災害時対応を支える企業の優遇(地域防災担い手確保型)

改正品確法の基本理念の一つとして「災害対応を含む地域維持の担い手の確保」が追加された。関東地方整備局はこの基本理念の実現に向けての取り組みとして、緊急時の施工体制の確保や災害協定の有無など災害発生時に迅速に活動し、速やかに地域における安全・安心を向上させるため、地域インフラの担い手企業を確保することが重要との認識のもと、企業における防災に関わる取り組み姿勢や活動実績を評価する「地域密着工事評価型」や「地域防災担い手確保型」の総合評価について実施している。平成27年度では、評価対象となる災害活動実績について、昨年度までは3年間であったものを5年間に期間を延ばし、実施していく。

■各地方自治体における運用指針遵守状況のフォローアップ調査、確認・指導

改正品確法第22条に規定の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」については、平成27年1月30日に「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」においてとりまとめられた。関東地方整備局では、運用指針の策定にあたり平成26年8月に「運用指針(骨子イメージ案)」、また平成26年10月には「運用指針(骨子案)」について、埼玉県、埼玉県内の市町村をはじめ、関東管内の地方自治体及び建設業団体等へ意見照会し、多くの貴重なご意見を頂いた。平成27年度以降におきまして地方自治体、国などで構成される「関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会」が5月に開催され、運用指針について再度県市町等に周知を図った。今後発注者協議会を夏に実施しその後幹事会、都県分科会等を順次行い、運用指針等の情報共有を実施していくとともに運用指針発注関係事務が適切に実施されているかについてのフォローアップ調査、公表を行っていく。

総合評価方式の改善について、島田副会長が「地域に密着し、災害時に即応できる地元密着企業の活用(県内下請け)と、総合評価の施工実績は国の工事実績のみならず、県などの実績(工事成績表彰など)でも可能するような改善」を要望。

回答

■地元企業の受注がより多くなるように配慮、県内下請の推進

地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保が重要と認識している。そのためにも、地域に根ざし住民に信頼をおかれていることが円滑な施工につながるとして、「地域精通度」や「地域貢献度」を高く評価する「地域密着工事型」を実施している。災害時の対応を含めインフラの地域維持の観点も踏まえ地域の担い手の確保は重要であることから、平成27年度においても引き続き担い手確保の実施を図っていく。地元企業の活用促進のため、地元企業を下請けに使用することを高く評価した「地元企業活用型」を平成21年度より試行している。なお、活用においては専門性の高い工事など対象外となる工事もあるが、発注工事の特性に応じ実施していく。

■県などの実績(工事成績、表彰など)についても加味

関東地方整備局ではいくつかの試行工事等において県などの実績(工事成績、表彰など)を評価する取り組みを実施している。「地域密着工事型」では、「地域精通度」として「近隣地域の施工実績」が評価項目となっているが、施工箇所となる地方自治体等の実績も評価することとしている。「自治体実績評価型」では、国工事の実績の少ない企業でも技術力のある企業の受注機会の確保を図るために、県や政令市の工事成績も評価対象とする試行工事を平成25年度から実施している。なお、競争参加資格要件において求める「同種工事の施工実績」は、国の実績だけでなく地方公共団体などの実績も評価対象となっている。運用指針に「工事成績評定について、評定結果の発注者間の相互利用を促進する」と記載されていることからも、県や政令市工事の実績の適用についてさらに検討し、実施していく。

適正な工期設定と施工条件の明示などについてでは、伊田副会長が「①当初設計の精度の向上と施工条件の特記仕様書への明記徹底②変更指示書への「概算金額の明示」③書類の必要性の再確認とともに、設計変更書類作成に係る役割分担の明確化と費用支払い」を求めた。

回答

■当初設計の精度の向上と施工条件の特記仕様書への明記の徹

➡次面へ続く

底・変更指示書に「概算金額の明示」

昨年度に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」や「発注関係事務の運用に関する指針」の策定を受け、より適切な設計変更、受注者との情報共有や協議の迅速化を目的とし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を平成27年6月16日に改定し、各事務所へ周知徹底を図ったところ。今回の改定では、施工条件等の条件明示に不足が生じないよう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き（案）」を作成しており、設計図書の作成時や契約後の条件確認に活用できるようにした。また、概算額は「参考値」ではあるが、指示書に変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載するとした。

■作業工程（クリティカルパス）を受発注者間で共有、認識する取り組み

関東地方整備局では、受発注者間で工事施工上の課題やその責任分担を明確にすることにより、課題を速やかに解決し、現場での円滑な施工を図ることを目的として、受発注者間における工事工程の共有の試行を行っている。昨年度は、一般土木A道路の2件（北首都国道事務所、千葉国道事務所）、一般土木B河川（荒川下流河川事務所）の1件の計3件で試行を行っている。本試行の目的である受発注者間で情報共有することで、コミュニケーションの向上を図り円滑な施工が行えるよう、今年度も試行を拡大し取り組んでいく予定。また、本試行で得られた課題の効果検証結果を設計変更ガイドライン等へ反映させるなど適切な工程管理へつながるよう検討していきたいと考えている。

■書類の必要性の再確認と共に設計変更書類作成に係る役割分担の明確化と費用支払い

工事関係書類については、「土木工事書類作成マニュアル（平成23年4月）」において、契約図書上必要のない書類は作成しないこと及び、発注者、受注者のどちらが作成すべき書類か明記して、運用している。また、今年度より、工事書類の紙と電子の二重提出の防止として、工事書類について事前協議を実施し、「紙と電子の別」を明確にすることとしている。

また、昨年度に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」や「発注関係事務の運用に関する指針」の策定を受け、より適切な設計変更、受注者との情報共有や協議の迅速化を目的とし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を平成27年6月16日に改定し、各事務所へ周知徹底を図った。「設計変更ガイドライン」では、「工事請負契約書」第18条4項に基づき発注者が行うべき設計変更資料の作成において、受注者に行わせる場合の手続き等受発注者が行うべき役割分担を明確にすると共に、（照査範囲外の検討、資料作成等）発注者が本来作成すべき資料を受注者に作成を求める場合、その作成費用を支払うこととしている。これまでも、「土木工事書類作成マニュアル」「設計変更ガイドライン」の適切な運用を図るよう努めているが、引き続き運用の徹底について事務所へ指導していく。

現場の実態に即した積算への取り組みについて　野中副会長が「①共通仮設費の「安全費」の率と積み上げ内容の改善（特に交通頻繁地域において、交通の切り回しによる保安施設の繰り返し設置撤去費、運搬費の未計上で不調・不落の一因となっている。また、夏季の暑さに対する注意喚起、遵守通知は多いものの、その具体的な対応・対策費が未計上）②小規模工事の施工歩掛りの見直し（技能職員の減少対策の一環として、構造物の「型枠工」から「プレキャスト化」へ）③現場執務環境の快適性に向けた必要経費積み上げの常態化（トイレの水洗化と男女区別化による若手入職、女子技術者の増加推進）」などを要望。

回答

■保安施設の繰り返し設置撤去費用、運搬費、夏季の暑さに対する具体的な対応・対策費の計上

保安施設等の安全施設類の設置、撤去及び熱中症対策等の現場労働者の安全・衛生に要する費用については、安全費及び現場管理費の率に含まれており、これらの費用については、毎年、諸経費動向調査として工種毎に実態を調査分析し、現行の率式の妥当性について確認している。また、東京23区内や政令指定市等の著しく人口集中や交通集中がみられる地域の工事においては、工事用地内の安全管理に関する費用や建設資機材の運搬費等について、標準積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、共通仮設費（率分）を、その妥当性を確認のうえ、実績変更する工事の試行を行っている。

■「プレキャスト化」への設計段階からの採用徹底

プレキャスト化については、工期の短縮や品質の向上、現場打ちと比べ容易な施工性、現場の省人化などの利点がある。しかし、プレキャスト製品の採用は、コスト高や現場ヤード条件（仮置き場所、クレーン設置場所等）、支障物件による特殊形状が多いなど採用には不向きなケースがある。現在、L型擁壁、ボックスカルバート（共同溝）、側溝など一部の製品には、比較的多くの採用実績がある。採用には全国的に統一された標準設計の整備が必要であり、数量がまとまればコストの低減にもつながるものと思われる。なお、関東地方整備局では構造設計時の段階で、プレキャスト製品の利用を含め費用、施工性等を考慮した設計を実施している。今後についても、工期短縮が必要な工事、現場での安全配慮が必要な工事、維持メンテナンス等を含めたライフサイクルコストが有利な工事等において、設計段階からプレキャスト製品の採用を十分に検討した設計を進めていく。

また、本省からの指導や各関連機関との情報共有を図りながら、プレキャスト製品の採用ケースについて検討していく。

■情報化施工の地方自治体への奨励、推進

平成23年度末に策定された情報化施工推進戦略において、「地方公共団体への展開に関する重点目標」として、重点課題のひとつに位置づけられており、関東地方整備局においても鋭意取組を進めている。（1）各都県、政令市に情報化施工の担当窓口を設置して、連携を強化しているほか、常設の担当者会議を設置（年1回開催）して、情報提供や情報共有の場として活用。（2）地方公共団体職員が参加できる講習会、見学会を開催し、積極的に参加を要請。地方公共団体職員に向けた実技講習会を年4回開催し、昨年度は、うち2回について、地方公共団体との共催（栃木県、群馬県）としていたが、本年度についても実施に向けて調整中。また、施工業者向け技術講習会（6月）において、昨年度から見学会を開催して地方公共団体職員の参加も可能としている。これらについて、担当窓口への直接行う参加要請のほか、県土木部長や政令市建設局長等幹部が出席する会議においても、積極的な参加を周知依頼している。（3）本年度の新たな取り組みとして、地方公共団体の工事を受注する業者層のうち、情報化施工の未経験業者に対するアンケート調査を行い、問題点等を整理する予定。

■トイレの水洗化及び男女区別化などで若手入職、女子技術者の増加推進

担い手の確保のため、これまで若手技術者の配置を高く評価する総合評価方式を行ってきたが、さらに今年度は、若手技術者育成の取り組みを評価する総合評価方式を実施する予定。女性技術者の活躍についても、女性技術者の配置を要件とする発注を今年度も引き続き試行、検証しながら、休日を考慮した適切な工期設定と合わせて、誰もが働き易いより良い現場環境整備につなげて参りたいと考えている。なお、現場執務環境の快適性、改善の取り組みとして、「女性技術者の登用を促すモデル工事」においてトイレ等の現場環境の改善に取り組んでおり、これらの取組を更に展開するため、「建設現場における仮設トイレの事例集」を本省にてとりまとめたところ。また、「女性技術者の登用を促すモデル工事」では、女性用トイレの整備等環境整備に費やした費用を実績に応じて変更をしている。